

第1章 計画の基本的事項

第1節 計画の背景と目的

1 計画の背景

平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災において、現行の建築基準法の構造基準（以下「現行耐震基準」という。）を満足していない昭和56年5月以前の耐震基準（以下「旧耐震基準」という。）で建築された建築物に倒壊などの被害が多く発生し、多数の死傷者が生じたことを契機として、これらの建築物を現行耐震基準と同等の耐震性能とすることを目的として、平成7年10月に「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（以下「法」という。）が制定された。

しかし近年、新潟県中越地震（平成16年10月）、福岡県西方沖地震（平成17年3月）及び岩手・宮城内陸地震（平成20年6月）、熊本地震（平成28年4月）、北海道胆振東部地震（平成30年9月）など大地震が頻発しており、特に東日本大震災（平成23年3月）は、これまでの想定をはるかに超える巨大な地震・津波により、一度の災害で戦後最大の人命が失われるなど、甚大な被害をもたらした。また、東日本大震災においては、津波による沿岸部の建築物の被害が圧倒的であったが、内陸市町村においても建築物に大きな被害が発生した。さらに、大阪府北部を震源とする地震（平成30年6月）においてはブロック塀にも被害が発生した。このように、大地震による建築物等の被害はいつどこで発生してもおかしくない状況である。

また、南海トラフ地震等の大規模地震発生の切迫性が指摘され、ひとたび地震が発生すると被害は甚大なものと想定されており、特に、南海トラフ巨大地震については、東日本大震災を上回る被害が想定されている。

このため、国では地震による死者数を半減させること等を目的に、建築物の地震に対する安全性の向上を一層促進するため、平成25年5月に法を改正し、その後、平成30年11月に法施行令、また、令和3年12月に「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」（平成18年1月25日付け国土交通省告示第184号。以下「基本方針」という。）の改正を行っている。

2 計画の目的

「下松市耐震改修促進計画」（以下「計画」という。）は、地震による建築物の被害及びこれに起因する人命や財産の損失を未然に防止するため、旧耐震基準

で建築された建築物の耐震診断や現行耐震基準を満足していない建築物の耐震改修を総合的かつ計画的に進め、本市における建築物の耐震化を促進することを目的とする。

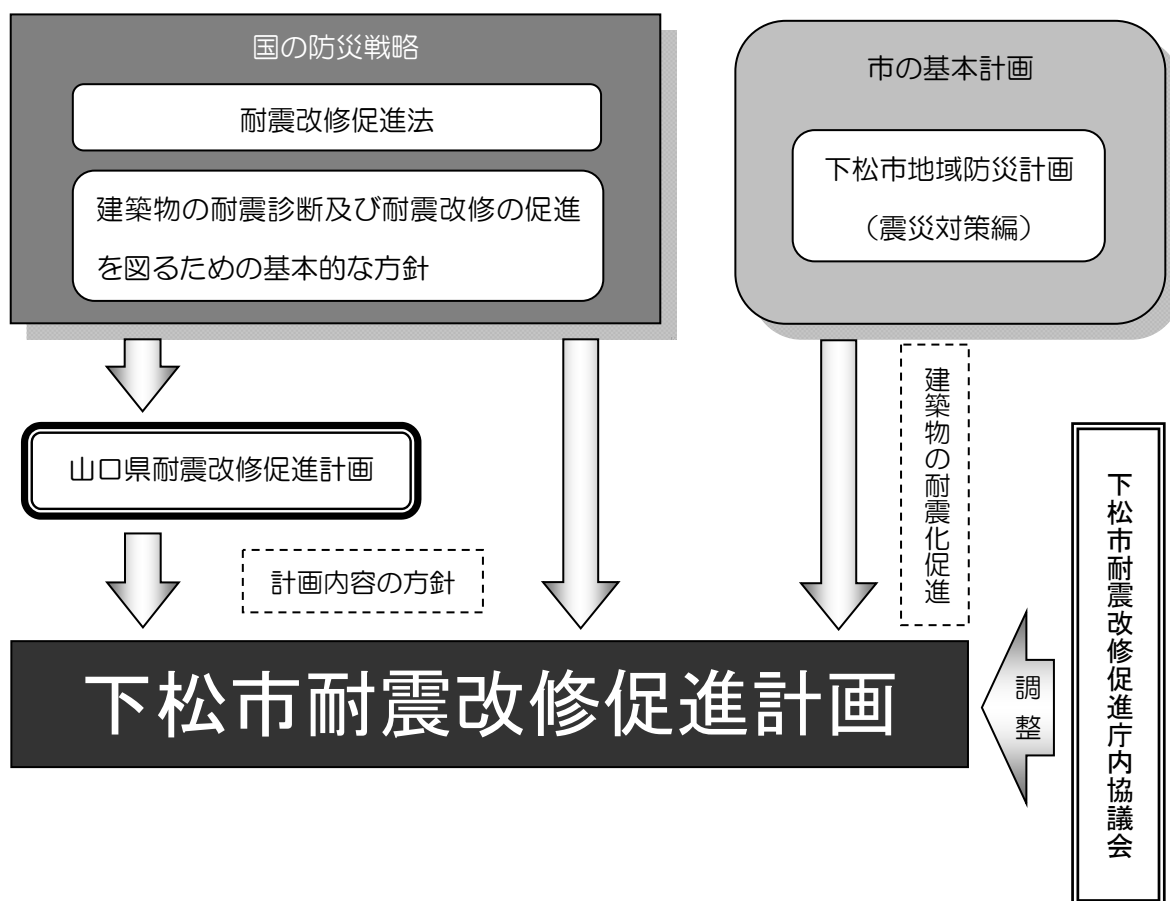
第2節 計画の位置づけ等

1 計画の位置づけ

本計画は、法第6条により、基本方針及び「山口県耐震改修促進計画」（令和4年7月変更。以下「県計画」という。）を踏まえ策定する。

また、計画の策定及び施策等の実施に際しては、本市における防災対策の基本となる「下松市地域防災計画（震災対策編）」（令和3年3月／下松市防災会議）を上位計画として、各計画との整合を図り、防災・住宅・福祉・教育等の各部局からなる「下松市耐震改修促進庁内協議会」（以下「庁内協議会」という。）で調整を行うものとする。（図1）

図1 計画の位置づけのイメージ



2 計画の実施期間

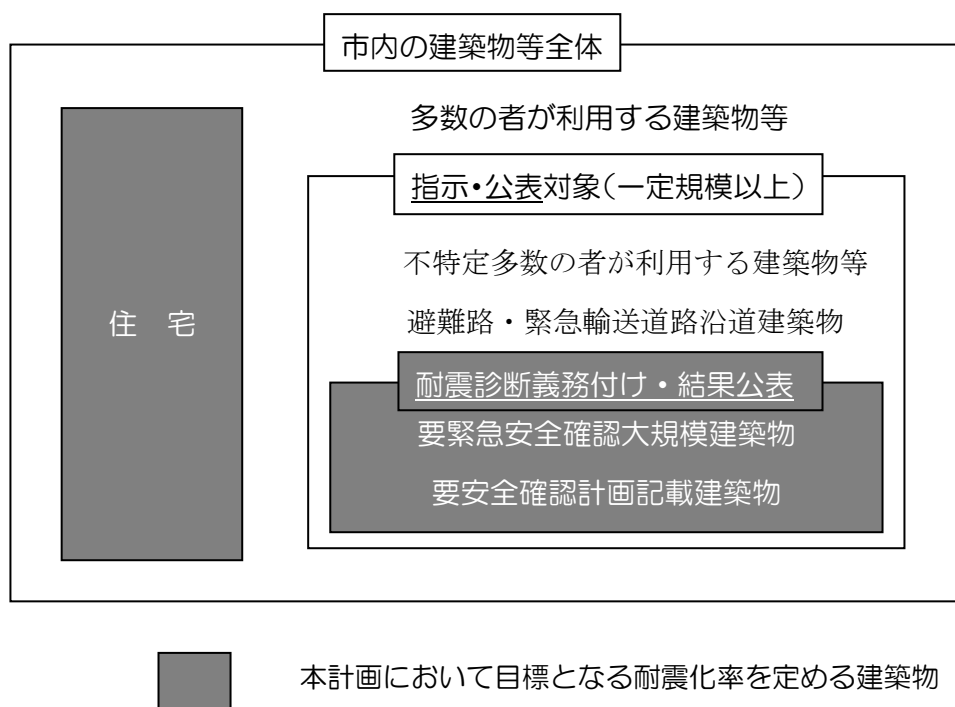
本計画の実施期間は、令和7（2025）年度までとする。

なお、必要に応じて見直しを行うものとする。

3 耐震化の目標を設定する建築物

耐震化の目標を設定する建築物は、「住宅」及び「多数の者が利用する建築物等^{注)}のうち耐震診断義務付け対象建築物」とする。(図2、表1)

図2 対象建築物のイメージ



注) 多数の者が利用する建築物等 (法第14条各号)

- ①多数の者が利用する一定規模以上の建築物
- ②一定量以上の危険物を取り扱う貯蔵場又は処理場
- ③緊急輸送道路等の避難路沿道建築物

表1 法における規制対象建築物

規制対象一覧			
用途	特定既存耐震不適格建築物 (所管行政庁の指導・助言対象)	特定既存耐震不適格建築物 (所管行政庁の指示対象)	耐震診断義務付け対象建築物 (所管行政庁への耐震診断結果の報告対象)
学校 小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校	階数2以上かつ1,000㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む。	階数2以上かつ1,500㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む。	階数2以上かつ3,000㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む。
上記以外の学校	階数3以上かつ1,000㎡以上		
体育館(一般公共の用に供されるもの)	階数1以上かつ1,000㎡以上	階数1以上かつ2,000㎡以上	階数1以上かつ5,000㎡以上
ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
病院、診療所			
劇場、観覧場、映画館、演芸場			
集会場、公会堂			
展示場			
卸売市場			
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗		階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
ホテル、旅館			
賃貸住宅(共同住宅に限る。)、寄宿舎、下宿			
事務所			
老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの	階数2以上かつ1,000㎡以上	階数2以上かつ2,000㎡以上	階数2以上かつ5,000㎡以上
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの			
幼稚園、保育所	階数2以上かつ500㎡以上	階数2以上かつ750㎡以上	階数2以上かつ1,500㎡以上
博物館、美術館、図書館	階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
遊技場			
公衆浴場			
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの			
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗			
工場(危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く。)			
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの		階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
自動車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設			
保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物			
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	政令で定める数量以上の危険物を貯蔵又は処理するすべての建築物	500㎡以上	階数1以上かつ5,000㎡以上(敷地境界線から一定距離以下に存する建築物に限る)
避難路沿道建築物	耐震改修促進計画で指定する避難路の沿道建築物であって、前面道路幅員の1/2超の高さの建築物(道路幅員が12m以下の場合は6m超)	左に同じ	耐震改修促進計画で指定する重要な避難路の沿道建築物であって、前面道路幅員の1/2超の高さの建築物(道路幅員が12m以下の場合は6m超)
防災拠点である建築物			耐震改修促進計画で指定する大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な、病院、官公署、災害応急対策に必要な施設等の建築物

要緊急安全確認大規模建築物

多数の者が利用する建築物

多数の者が利用する建築物等

要安全確認計画記載建築物

第3節 想定される地震の規模、被害の状況等

下松市地域防災計画では、主要な断層による地震とその他の断層による地震の被害想定がされている。

1 主要な断層による地震

本県に被害をもたらす最も切迫性の高い地震として、今後30年以内に70%の確率で発生するとされている「南海トラフ地震」、同じく40%の確率で発生するとされている「安芸灘～伊予灘の地震」のほか、活動間隔が数千年から数万年と非常に長いとされているものの、今後、いつどこで起きるかわからないことから、県内で確認されている主な活断層のうち「大竹断層」と県内に大きな被害が及ぶ可能性のある「中央構造線断層帯」について被害想定を行った。(表2)

①南海トラフ地震

南海トラフに震源を有する地震は過去に100年～150年周期で発生し、日本各地に大きな被害をもたらした。南海トラフ地震は大規模なプレート間地震であり、長周期の揺れが長く続くため、沿岸低地部や島しょ部を中心に軟弱地盤の液状化被害や、高層ビル、石油タンク、長大橋梁など長周期の揺れに反応しやすい構造物への影響が大きいと考えられる。また、海底下の浅いところを震源とするため大規模な津波の発生を伴うと想定されている。

②安芸灘～伊予灘の地震

この地域に発生する地震は、西日本へもぐり込むフィリピン海プレート先端部の地下約50km以深で発生するスラブ内（プレート内）地震と考えられており、これまで50～100年の周期でM7クラスの地震が発生している。

③大竹断層（小方～小瀬断層）

県東部を北東～南西方向に走る岩国断層帯のうち最も長い断層で、県東部から広島県との境界付近に震源を持つ地震を引き起こす可能性がある活断層として、広い地域での被害が想定されている。

④中央構造線断層帯（石鎚山脈北縁西部～伊予灘）

国が長期評価を行っている中央構造線断層帯を構成する5区間の活断層の一つであり、今後30年以内の発生確率は0～0.4%（M8.0程度若しくはそれ以上）とされ、日本の活断層の中では発生確率がやや高いグループに属している。なお、山口県域は震源から距離が離れているため、規模の割に県内における震度

は比較的小さいと考えられる。

表2 主要な断層地震による被害想定

想定地震	地震規模	最大震度	市内の被害想定					
			建物被害			人的被害		
			全壊の 主な原因 (割合)	全壊棟 数(棟)	半壊棟 数(棟)	死者の 主な原因	左記ケース の死者数 (人)	左記ケース の負傷者数 (人)
南海トラフ巨大地震	M9.0	5強	津波・液状化 (100%)	31	258	—	0	3
安芸灘～伊予灘の地震	M7.25	6弱	土砂災害 (66%)	2	15	建物倒壊	1	9
大竹断層 (小方～小瀬断層)	M7.2	7	土砂災害 (51%)	162	1,554	土砂災害	10	178
中央構造線断層帯 (石鎚山脈北縁西部～伊予灘)	M8.0	6強	土砂災害 (81%)	11	194	土砂災害 建物倒壊	2	20

(下松市地域防災計画 震災対策編)

2 その他の断層による地震

主要な断層での地震による影響が小さい地域においても、防災対策上の備えを行う必要があることから、文献等に記載された活断層等から、本市又は周辺の市において地震動が最大となる断層を抽出し、その他の断層として被害想定を行った。(表3)

①周防灘断層群主部

平成20年11月に国の地震調査研究推進本部により長期評価が公表されている断層で、今後30年間に地震が発生する可能性が主な活断層の中では高いグループに属するとされており、周南市において地震動最大となる断層として設定する。

②佐波川断層

山口県地質図に記載されている地質断層で、防府市において地震動最大となる断層として設定する。

③大河内断層

国の地震調査研究推進本部では、岩国断層帯を構成する断層の一つに含めてい

るが、確実度や調査精度の異なる断層である点から、本市及び光市において地震動最大となる断層として別に設定する。

表3 その他の断層地震による被害想定

想定地震	地震規模	最大震度	市 内 の 被 害 想 定					
			建 物 被 害			人 的 被 害		
			全 壊 の 主な原因 (割合)	全壊棟 数(棟)	半壊棟 数(棟)	死 者 の 主な原因	左記ケース の死者数 (人)	左記ケース の負傷者数 (人)
周防灘断層群主部	M7.6	6強	土砂災害 (44%)	204	1,844	土砂災害 建物倒壊	12	214
佐波川断層	M7.4	6強	土砂災害 (81%)	11	329	土砂災害 建物倒壊	2	35
大河内断層	M6.8	6強	揺れ (70%)	1,364	4,776	建物倒壊	82	773

(下松市地域防災計画 震災対策編)

図3 想定地震位置図

